

授業料減免制度概要（第1期）

1 授業料納入期限について

※減免申請をしない場合の納入期限

期 別	第1期（前期）	第2期（後期）
期 間	4～9月分	10～3月分
納入期限	4月30日	10月31日

※納入期限は、金融機関が休業日の場合、翌営業日。

2 減免基準について

経済的理由などやむを得ない事情により授業料の納入が著しく困難な学生のうち、以下の要件を満たす学生は、申請により授業料が減免される場合があります。減免許可は1年に1回のみで、世帯の収入状況により年間授業料の1/2額あるいは年間授業料の1/3額が減免されます。ただし、生活保護を受けている世帯の学生及び災害などで被害を受けた世帯の学生は、2回申請（各期に申請が必要）ができます。

《学業要件》下記①～③のいずれかに該当することが必要です。

- ① 文部科学省令に定める学業成績要件に該当する者（大学院生を除く）。
- ② 大学院課程に在籍している者で、修業年限を超えていない者。
- ③ 第1学年に在学している外国人留学生で、第1期の修得単位数が標準修得単位数を超えている者。

《経済要件》下記①～③のいずれかに該当することが必要です。

- ① 文部科学省令に定める家計基準同等で、授業料の納入が困難と認められる学生。
- ② 学資負担者が生活保護法の規定により保護を受けるようになり、授業料の納入が困難と認められる学生。
- ③ 申請前1年以内に天災地変その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった学生。

3 申請手続について

（1）仮申請手続期間

下記の仮申請書受付期間内に必要書類を Microsoft Forms にて提出してください。

仮申請受付期間：4月1日（水）～4月9日（金）

仮申請をした学生のみ、本申請に必要な書類を郵送又はメール等で送付します。

（2）本申請手続期間

- ※ 本申請をしなかった場合は、授業料減免申請を取り下げたものとみなします。
必ず以下の本申請期間内に、本申請に必要な書類を郵送で提出してください。

申請期	本申請書受付期間	対象授業料	結果通知（予定）
第2期（後期）	6月1日（火）～6月11日（金） 窓口が開いていない時は受け付けません。	第1期分（4～9月）	7月上旬～7月中旬

※ 手続期間は変更することがありますので、常に掲示板を確認して下さい。